# WebARENA 共通 利用規約

2025 年 09 月 10 日改定

NTTPC コミュニケーションズ株式会社

2025 年 09 月 10 日改定
NTTPC コミュニケーションズ株式会社

**第 1 章　総則** ..... **3**
　第 1 条　（利用規約の適用） ..... 3
　第 2 条　（利用規約の変更） ..... 3
　第 3 条　（サービスの種別、提供区域、提供条件） ..... 3
　第 4 条　（第三者への委託） ..... 3
　第 5 条　（他社サービスの利用） ..... 3
　第 6 条　（サービスの終了） ..... 3
**第 2 章　契約者 ID** ..... **4**
　第 7 条　（契約者情報の登録） ..... 4
　第 8 条　（契約者 ID の付与） ..... 4
　第 9 条　（契約者情報の変更） ..... 4
　第 10 条　（契約者 ID の承継） ..... 4
　第 11 条　（契約者 ID の地位の譲渡） ..... 5
　第 12 条　（契約者 ID の利用停止・廃止） ..... 5
**第 3 章　利用契約** ..... **5**
　第 13 条　（契約の単位） ..... 5
　第 14 条　（契約申込） ..... 5
　第 15 条　（保証金） ..... 5
　第 16 条　（契約の成立） ..... 6
　第 17 条　（サービス内容等の変更） ..... 6
　第 19 条　（契約者が行う利用契約の解除） ..... 6
　第 20 条　（当社が行う利用契約の解除） ..... 6
**第 4 章　契約者の義務** ..... **7**
　第 21 条　（利用責任者） ..... 7
　第 22 条　（認証情報の管理） ..... 7
　第 23 条　（提供情報の維持） ..... 7
　第 24 条　（電子メールによる応答義務） ..... 7
　第 25 条　（利用基準の遵守） ..... 7
　第 26 条　（禁止行為） ..... 7
**第 5 章　提供中止及び利用停止** ..... **8**
　第 27 条　（非常時の利用の制限） ..... 8
　第 28 条　（サービスの制限等） ..... 8
　第 29 条　（提供中止） ..... 9
　第 30 条　（利用停止） ..... 9
　第 31 条　（免責） ..... 9
**第 6 章　料金等** ..... **10**

第 32 条　（料金）..... 10
第 33 条　（料金等の支払義務）..... 10
第 34 条　（料金等の支払方法）..... 10
第 35 条　（割増金）..... 10
第 36 条　（延滞損害金）..... 10
第 37 条　（消費税等）..... 11
第 38 条　（端数処理）..... 11
第 39 条　（入金案内業務の委託）..... 11
**第 7 章　データ・ソフトウェア等の取り扱い..... 11**
第 40 条　（ソフトウェアの著作権等）..... 11
第 41 条　（ソフトウェア等の管理）..... 11
第 42 条　（データの取り扱い）..... 11
第 43 条　（データの利用）..... 11
第 44 条　（データの消去）..... 11
**第 8 章　損害賠償 ..... 11**
第 45 条　（責任の制限）..... 11
第 46 条　（免責）..... 12
**第 9 章　雑則 ..... 12**
第 47 条　（注意喚起）..... 12
第 48 条　（第三者利用）..... 12
第 49 条　（利用責任）..... 12
第 50 条　（お客さま情報の保護）..... 12
第 51 条　（通信の秘密の非開示）..... 13
第 52 条　（準拠法・管轄裁判所）..... 13
第 53 条　（分離可能性）..... 13
**付則 ..... 13**

# WebARENA 共通 利用規約

## 第１章　総則

**第１条　（利用規約の適用）**

NTTPC コミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、WebARENA 共通 利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）を定め、契約者は、本利用規約および本利用規約を適用して提供されるサービス（本利用規約に定める契約者 ID の利用を含み、以下、「提供サービス」といいます。）毎に別途当社が定めるサービス別利用規約（以下、「サービス規約」といい、「本利用規約」と併せて「利用規約」といいます。）を遵守して、サービスの提供を受けるものとします。

2　本利用規約とサービス規約の内容に差異がある場合には、サービス規約を優先して適用します。

3　当社は、利用規約に対して、特定の契約者に対してのみ適用される特約を定めることができるものとします。この場合、特約は、当該契約者に対して利用規約の一部として適用されるものとします。

**第２条　（利用規約の変更）**

当社は、利用規約およびそれに付随する仕様書その他の文書（以下「利用規約等」といいます。）を変更することができるものとします。この場合の利用料金その他の提供条件等は、変更後の利用規約によります。

2　利用規約等の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を別途定める方法で事前に通知または周知するものとします。ただし、この通知あるいは周知を契約者が認知していない場合であっても、変更後の利用規約等が適用されるものとします。

**第３条　（サービスの種別、提供区域、提供条件）**

提供サービスの種別はサービス規約に定めるとおりとします。

2　提供サービスの詳細は、別途当社が提示する提供仕様等（以下「サービス仕様」といいます。）によるものとします。提供サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様に定めるとおりとします。

3　提供サービスの利用は特に定めのない限り日本国内での利用のみを保証するものとし、国外からの利用については、一切保証しません。

4　契約者が、提供サービス利用のために使用する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等は、当社が本サービスの一部として提供するものを除き、契約者の負担と責任で準備するものとします。

5　契約者が本サービス利用のために自ら用意する電気通信サービス、通信機器、ソフトウェア等（以下「契約者設備等」といいます。）に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において契約者設備等が原因と判断できるときは、当社は契約者に対し、契約者設備等がサービス仕様に定める技術基準等に適合していることの検査を行い、その結果の提出を求めることができるものとします。

6　当社は、前項の検査結果その他により、契約者設備等が技術基準等に適合していないことが判明した場合その他当社の提供するサービスに支障が生じる恐れがある場合には、契約者に対し当該契約者設備等の利用の中止および技術基準等への適合その他の対処を求めることができるものとし、契約者はこれに従わなければならないものとします。

**第４条　（第三者への委託）**

当社は、本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営（申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含む）にかかわる業務を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

2　当社は、前条の規定により委託する委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関係する者情報を開示します。

**第５条　（他社サービスの利用）**

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等（以下「他社サービス」といいます。）を利用することができるものとします。

2　前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約を申し込みしたものとみなします。

3　契約者は、当社が他社サービスの提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者に通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱いは、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

4　他社サービスについて、提供事業者から当社が提供を受ける料金等が改定された場合には、当社は契約者に通知することにより、その変更額と同等の範囲での料金等の変更をすることができるものとします。

5　契約者は、当社が料金等の費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、他社サービスの提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

**第６条　（サービスの終了）**

当社は、本サービスの一部又は全部を変更または終了し、または提供サービスの提供仕様、技術要項等を変更

することができるものとします。
2　当社は提供サービスの重要な変更または終了する場合には、3 ヶ月以上前に、書面その他の方法をもって該当する契約者にそのことを周知します。
3　当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する 2 か月前までに通知します。
4　当社は、前 2 項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。
5 前３項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。
6 提供サービスの変更・終了により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

## 第 2 章　契約者 ID

### 第 7 条　（契約者情報の登録）

提供サービスの申込者（以下、「申込者」といいます。）は、各サービスの利用申込を行う前に、それぞれの契約申し込みに係る情報（以下、「契約者情報」といいます。）を当社に登録するものとします。
2　当社は、前項の登録において、申込者に対し、登録内容の確認のため、資料提出を求めることができるものとします。
3　契約者（申込者を含む、以下同じ）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。
4　契約者は、登録時、契約申込時、サービス利用時その他当社に提出する資料その他で個人情報を開示する場合、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

### 第 8 条　（契約者 ID の付与）

前条により申込希望者が契約者情報を登録することにより、当社は、申込希望者に対して契約者 ID 及びパスワードを定めます。1 人の申込希望者が、1 つのサービスで利用できる契約者 ID は 1 つに限ります。ただし、当社が別途書面等で許可した場合は、契約者は、1 つのサービスで複数の契約者 ID を利用できるものとします。また、当社はいつでもその許可を取り消すことができるものとします。
2　当社は、次の場合には契約者 ID を付与しない、または付与した契約者 ID の利用を停止することができるものとします。
(1)　申込者が過去に当社の提供するサービス（本利用規約に定める内容を含む）において、規約等に違反する行為を行ったことがあるとき
(2) 契約者情報に虚偽を登録したとき
(3)　当社の書面等による許可なく複数の契約者 ID を利用したとき、または当社が複数の契約者 ID の利用の許可を取り消したとき
(4) 前条 2 項その他に定める当社からの資料提出依頼を拒否したとき
(5) 申込者が未成年者その他制限行為能力者であることが判明したとき
(6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
3　当社が契約者 ID を付与しないまたは取消をする場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。なお、当該通知が申込者に到達しない場合でも、不付与または取消は有効なものであるものとします。

### 第 9 条　（契約者情報の変更）

契約者は、契約者情報に変更があったときは、すみやかに登録変更手続きをするものとします。なお、登録内容が変更された場合は、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。
2 前項により契約者情報が変更された場合には、当該契約者 ID により締結された提供サービス利用契約（以下、「利用契約」と言います。）における契約者の情報もすべて変更されるものとします。
3　契約者が前項に定める登録変更手続き行わなかったことによる不利益に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 10 条　（契約者 ID の承継）

契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより権利主体が変更になった場合、または個人が死亡した場合は、承継人（又は相続人、以下同じ）はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該契約者 ID の利用を停止し、その旨を当該承継人に通知します。当社が停止しなかった場合、承継人は当該契約者 ID およびそれに紐づく利用契約に

係る一切の権利・義務を承継するものとします。
2 前項の場合、法律上地位を承継できる者が２人以上あるときは、当社は、前項の規定による承継人の通知があるまでの間、その地位を承継できる者のうち１人を承継人とみなして、契約者として取り扱うものとします。

**第 11 条　（契約者 ID の地位の譲渡）**

契約者は、契約者 ID を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの（以下、「譲受者」といいます。）と共に当社に申し込むものとします。
2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者および譲受者の本人確認のために資料を提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。
3 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙（料金表）に定める手数料を支払うものとします。
4 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を当社所定の方法で、譲受者に通知します。
5 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に負っている利用契約に基づく一切の債務を継承するものとします。
6 当社は、譲受者が第 8 条（契約者 ID の付与）第 2 項各号に該当する場合もしくは第 16 条（契約の成立）第 3 項各号に該当する場合もしくは利用契約が第 30 条（利用停止）に該当し、利用停止となっている場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。
7 利用契約から生じる契約上の地位を、本条その他利用規約等に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

**第 12 条　（契約者 ID の利用停止・廃止）**

契約者は、当社所定の申し込みにより契約者 ID を停止することができるものとします。
2　前項その他の事由により契約者 ID が利用停止になったときには、当該契約者 ID に紐づく利用契約は自動的に終了するものとします。
3 当社は、契約者に次に揚げる事由があるときは、契約者に通知することなく、契約者 ID の利用を停止することができるものとします。
(1)利用契約上の債務を履行しなかったとき
(2)本利用規約第 4 章に定める契約者の義務に違反したとき
(3)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
(4)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき
(5)当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
4 当社が前項の規定により契約者 ID を停止したことにより契約者に損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。
5 契約者 ID に紐づく利用契約がすべて終了した場合は、当社は、契約者に通知することなく、契約者 ID を廃止することができるものとします。

## 第 3 章　利用契約

**第 13 条　（契約の単位）**

提供サービスの契約単位および契約期間（最低利用期間を含む）は、サービス規約に定めるとおりとします。

**第 14 条　（契約申込）**

申込希望者は、当社所定の利用申込手続きにより利用契約の申込を行うものとします。
2　当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わなず、又は提供を停止することができるものとします。
3　当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

**第 15 条　（保証金）**

当社は、第 14 条（契約申込）第 3 項に定める審査結果により、利用契約の月額料金の 3 ヶ月分相当額を保証金として、契約者が当社に預け入れることを申込みの承諾の条件にすることができるものとします。
2　契約者は、前項の承諾通知を受けた場合、当社の指定する期日までに、保証金を当社の指定する方法により支払うものとします。契約者が、保証金の預け入れをを行わなかった場合には、利用契約は成立しなかったものとします。
3　当社は、利用契約が終了した場合、保証金を契約終了後 3 ヶ月以内に、契約者に利息を付けることなく返還します。
4　当社は、契約者に対し提供サービスに関する、債権の回収が困難と判断した場合、直ちに保証金を任意に処分し、その代金を該当契約者の債務の弁済に充当します。当社は、充当を行った場合、直ちに契約者にその旨を通知します。

5　契約者は、前項に定める保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として預け入れるものとします。
6　契約者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならず、その他一切の処分をすることができないものとします。7　当社は、第 4 項に定める場合以外、保証金を処分致しません。
8　本条の規定は、契約者が利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるときにも適用することができるものとします。

**第 16 条　（契約の成立）**

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。
2　利用申込に係る提供サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。
3　当社は、次の場合には利用の申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。
(1) 申込希望者が本利用規約第 30 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかに該当するとき
(2) 申込希望者が過去において本利用規約第 30 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかに該当するとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき
(3) 申込希望者が利用申込書に虚偽の事実を記載したとき（記載された連絡先への通知が未達となるときを含む）、又は申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他申込者の意思を確認できないとき
(4) クレジットカード支払いの申込をした者が正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
(5) 申込希望者の指定したクレジットカードが、クレジット会社により利用の差し止めが行われているとき
(6) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき
(7) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき
4　当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込希望者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

**第 17 条　（サービス内容等の変更）**

契約者が、提供サービスの内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込むものとします。なお、変更可能なサービスの内容の範囲は、別途当社が定めるものとします。また、変更申し込みにあたっては、第 14 条（契約申込）第 2 項の規定を準用します。
2　前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。
3　第 1 項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を拒否できるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。
4　当社は、別途定める審査基準に従い、利用申込内容を審査します。審査基準に適合した場合、当社は本サービス利用の申込みを承諾します。申込希望者に対し、利用申込内容確認のため、資料提出を求めることができるものとします。

**第 18 条　（契約者の地位の譲渡）**

契約者は、利用契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、譲り受けるもの（以下「譲受者」といいます。）と共に当社に申込むものとします。
2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者及び譲受者の本人確認のために資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。
3 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙（料金表）に定める手数料を支払うものとします。
4 当社が、譲渡申込を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を当社所定の方法で、譲受者に通知します。
5 当社が、譲渡申込を承諾した場合は、譲受者は、契約者が有している利用契約に基づく一切の権利及び義務を承継するものとします。
6 当社は、譲受者が第 16 条（契約の成立）第 3 項各号に該当する場合には、譲渡申込を拒否することができるものとします。
7 利用契約から生じる契約上の地位の一部または全部を、本条その他利用規約等に定める場合を除き、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

**第 19 条　（契約者が行う利用契約の解除）**

契約者は、サービス規約に定めのある場合は、利用契約を解除することができるものとします。その場合、契約者は、当社に対し解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める方法により通知するものとします。
2　前項に定める契約者からの通知による契約の終了時期は、サービス規約に定めるとおりとします。

**第 20 条　（当社が行う利用契約の解除）**

当社は、次に揚げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。
(1) 本利用規約第 30 条（利用停止）第 1 項に基づき当社が提供サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2)本利用規約第 30 条（利用停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、提供サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
(3) 契約者が指定した支払方法が金融機関等による利用の差し止めなどにより利用できなくなり、それに替わる料金支払方法を当社の定める期間内に届け出ないとき
(4)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき
(5) 契約者 ID が何らかの事由により利用停止になったとき
(6)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
(7)当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき
(8)前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

2　前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス（以下「連絡先メールアドレス」といいます。）に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3　事由の如何を問わず、利用契約の終了時における提供サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第 4 章　契約者の義務

**第 21 条　（利用責任者）**

当社は、契約者 ID および提供サービスの利用にあたり、契約者に対し、利用責任者の選任を求めることができるものとし、契約者は、その求めに応じ、速やかに利用責任者の氏名およびその連絡先（住所、電話番号および電子メールアドレスその他当社が指定する事項）を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、または連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、または届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対して、当社は一切の責任を負いません。

2　利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約に基づく情報通信サービスの利用適正化を図るとともに、利用規約等で定める権限を有するものとみなします。

**第 22 条　（認証情報の管理）**

契約者は当社から提供される認証情報を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2　提供された認証情報を用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者または契約者から正当に権限を付与されたものによるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3　契約者は、認証情報が第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4　当社は、認証情報の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

5　当社は、認証情報の漏洩を原因とする不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワード等を変更できるものとします。パスワード等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

**第 23 条　（提供情報の維持）**

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

**第 24 条　（電子メールによる応答義務）**

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2　当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

**第 25 条　（利用基準の遵守）**

契約者は、利用規約等 に定める技術的条件 その他の利用方法 （以下「利用基準」といいます。）を遵守して、本サービスを利用 するものとします。

**第 26 条　（禁止行為）**

契約者は、提供サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
(2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利

を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
(3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
(4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
(5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
(6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
(7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
(8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
(9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
(10)無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
(11)わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
(12)風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風営適正化法」といいます。）が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
(13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
(14)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、およびそれに類似する行為。
(15) 当社の提供サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において提供サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
(16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において提供サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
(17)当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において提供サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
(18)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、およびそれに類似する行為。
(19)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを提供サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
(20)第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
(21)提供サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
(22)他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
(23)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において提供サービスを利用する行為。

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3 第 1 項第 12 号および第 13 号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第 1 項の規定適用から除外し、特別に提供サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第 1 項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、本利用規約第 30 条（利用停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。

4 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、本利用規約第 30 条（利用停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することできるものとします。

## 第 5 章　提供中止及び利用停止

### 第 27 条 （非常時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、提供サービスを制限し、又は提供を注視することができるものとします。

### 第 28 条 （サービスの制限等）

当社は、第 27 条（非常時の利用の制限）の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測されるとき、または本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。
2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、または切断することができるものとします。
3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。
4 当社は、本サービスの利用に伴い当社設備に記録された契約者の情報等又は契約者が当社の設備にて記録、管理する情報等（以下「契約者管理データ等」といいます。）が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。
5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限することができるものとします。
6 当社は、本条に規定する通信の制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報および当社設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析および蓄積を行うことができるものとします。

**第 29 条 （提供中止）**

当社は、次の場合には、提供サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。
(1) 当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき
(2) 当社または他のサービス提供事業者の設備の障害等の発生またはその防止のためにやむを得ないとき
(3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、または、これらの行為が行われていると疑われるとき。
(4) 他社サービスの提供が中止されたとき
2 提供サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

**第 30 条 （利用停止）**

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、サービス全部又は一部の利用を停止することができるものとします。
(1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
(2) 本利用規約第 4 章契約者の義務規定その他利用規約等に定める契約者の義務に違反したとき
(3) 契約者が本利用規約第 12 条（契約者 ID の利用停止・廃止）第 3 項に定める契約者 ID の利用停止事由に該当したとき
(4) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき
(5) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
(6) 収納代行会社または金融機関等により契約者が指定したクレジットカード等が使用することができなくなったとき
(7) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合
(8) 当社が提供する他のサービスにおいて、料金支払いの滞納があるとき、または利用規約違反により契約を解除されたとき
(9) 当社に対する金銭債務に関し、当社の催促にもかかわらず支払いがないとき
(10) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
(11) その他、当社が不適切と判断するとき
2 前項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する場合があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。
3 当社は、契約者が第 1 項各号に該当したときは、第 1 項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。
4 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものとします。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

**第 31 条 （免責）**

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません 。

## 第 6 章　料金等

**第 32 条　（料金）**
提供サービスの料金は、サービス規約に定めるものとします。
2　当社は、キャンペーン等の特典として、一時的に料金等を変更することができるものとします。キャンペーン等での特典適用の条件は、該当キャンペーンサイト等、当社が特典内容を公開する媒体への記載のとおりとします。
**第 33 条　（料金等の支払義務）**
契約者は、本利用規約第 32 条（料金）の料金を支払う義務を負います。
2　初期費用は、利用開始の有無に係わらず、利用契約が成立又は利用契約上の手続きが完了した時点で、支払義務が発生します。
3　本利用規約第 30 条（利用停止）の規定により提供サービスの提供が停止された場合であっても提供サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとみなします。また、当社は既に支払われた提供サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。
4　本利用規約第 30 条(利用停止)の規定以外の事由により提供サービスの提供が中止された場合であって、提供サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときには、 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 （24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間 ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金は、支払いを要しません。ただし、料金等の支払が前払いの場合には、本項は適用されず、当社は既に支払われた提供サービスの料金等を払い戻す義務を一切負わないものとします。
5　本利用規約第 16 条（契約の成立）第 3 項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合の料金等と同額の損害金を請求できるものとします。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。
6　契約者の申請を当社が承諾したうえで、本規約に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。なお、当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。
**第 34 条　（料金等の支払方法）**
契約者は、提供サービスの料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社または金融機関等（クレジットカード発行会社や収納代行業者等を含む、以下同じ）が指定する期日に支払うものとします。
(1)　クレジットカード支払い：契約者が指定したクレジットカードの発行会社より料金が請求されます。
(2)　請求書払：当社が送付する請求書に基づき、金融機関等にて料金を支払います。
(3)　口座振替：契約者の指定する口座から振替にて料金を支払います。
(4)　その他サービス規約に定める支払方法
2　前項により定められた支払方法のうち、請求書払、口座振替を選択した場合には、提供サービスの料金に加え、別紙(料金表)に定める手数料を支払うものとします。
3　クレジットカード支払いの場合、契約者は、当社が決済に関する業務（クレジットカード情報等の契約者に関する情報を含む）を NTT ファイナンス株式会社に委託するとともに NTT ファイナンス株式会社に料金等に関する債権を譲渡し、NTT ファイナンス株式会社がクレジットカード会社に立替払い請求することを予め異議なく承諾するものとします。また、契約者は、当社（委託先である NTT ファイナンス株式会社を含む）がクレジットカード会社よりクレジットカード情報の更新・変更に関する通知を受け取ること、また通知された新たなクレジットカードによる支払を異議なく承諾するものとします。
4　支払いに関する細部条項は契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5　当社は、第 1 項により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法により契約者に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとします。この場合、当社は、当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。
6　契約者は、当社が別途定める方法により支払方法の変更を申し込むことができます。
7　契約者は、契約者 ID ごとに支払うものとします。
**第 35 条　（割増金）**
当社は、契約者が料金等そのの他利用契約に係る債務の支払いを不法に免れたときは、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までにこれを
支払うものとします。
**第 36 条　（延滞損害金）**
当社は、契約者が料金その他の利用契約に係る債務について支払い期日を経過してもなお支払いがないとき

は、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求できるものとし、契約者は当社が指定する期日までに支払うこととします。
2 本利用規約第 35 条（割増金）及び本条の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

**第 37 条　（消費税等）**

契約者が当社に対し利用規約に係わる債務を支払う場合に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。
2　消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なることがあります。

**第 38 条　（端数処理）**

当社は料金その他の計算で、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

**第 39 条　（入金案内業務の委託）**

契約者は、料金等の当社が有する債権の入金案内業務を、当社が第三者に委託することを予め承諾するものとします。

## 第 7 章　データ・ソフトウェア等の取り扱い

**第 40 条　（ソフトウェアの著作権等）**

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。
2　契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

**第 41 条　（ソフトウェア等の管理）**

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。
(1)契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
(2)提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
(3)提供ソフトウェア等の利用に関し、第 40 条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること

**第 42 条　（データの取り扱い）**

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。
2　契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。
3　契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。
4　契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

**第 43 条　（データの利用）**

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

**第 44 条　（データの消去）**

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

## 第 8 章　損害賠償

**第 45 条　（責任の制限）**

当社は、提供サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。
2　本サービスに関連して当社が機器を提供する場合の保証および当該機器を原因とする損害賠償については、当社が別途機器提供時に提示する範囲とし、それ以外の責任は一切負わないものとします。

3　当社が提供する機器以外の機器や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、サービスが原因で提供サービスが利用できないことに関して、当社はいかなる場合も一切責任を負わないものとします。
4　前２項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
5　前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
6　当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。

**第 46 条　（免責）**

第 45 条（責任の制限）の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。
2　本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関して不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、第 45 条（責任の制限）に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任および明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。
3　当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、または権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的または黙示的な条件、表明および保証をなさないものとします。
4　利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

## 第 9 章　雑則

**第 47 条　（注意喚起）**

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス感染等（以下「サイバー攻撃等」といいます。）による異常な通信の発生またはそのおそれに関する申告、通知等がその通信の受信者または公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとします。
2　当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報（契約者が登録した情報、管理する情報および当社設備に対するアクセス状況を含みます。）の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。
3 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

**第 48 条　（第三者利用）**

契約者は、本サービスを利用して第三者にサービスを提供する等、第三者に提供サービスの一部又は全部を利用させる場合には、自己の責任で利用させるものとし、当該利用に関して、当社を免責しなければならないものとします。
2　前項の場合において、契約者は、当該第三者に対して、本利用規約第 4 章に定める契約者の義務を遵守させなければならず、当該第三者が本利用規約第 4 章に定める契約者の義務に違反した場合は、契約者が違反したものとみなし、当社は、提供停止等の措置を取ることができるものとします。
3　第 1 項の場合において、契約者は、提供サービスを利用させた第三者に対し、当社の免責及び当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。
4　前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、および当社から第三者に対する損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

**第 49 条　（利用責任）**

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。
2　契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

**第 50 条　（お客さま情報の保護）**

当社は、本サービス提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上またはその他の業務上の情報（以下「お客さま情報」といいます。）を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2　当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
3　当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針もしくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、第三者に開示、提供しないものとします。
4　当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。
5　本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

**第 51 条　（通信の秘密の非開示）**

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」について、法律上開示が認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含む。）を除き、契約者を含むいかなるものに対しても、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

**第 52 条　（準拠法・管轄裁判所）**

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第 53 条　（分離可能性）**

利用規約等のいずれかの条項が法令等または裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、他の条項は、継続して完全に効力を有するものとします。

**付則**

この利用規約は、2025 年 9 月 10 日から改定実施します。

別紙（料金表）

請求書/口座振替手数料

| | 料　金 | 適　用 |
|---|---|---|
| 請求書手数料 | 800 円<br>（税込 880 円） | 請求書払いの支払い 1 回ごとに適用する。 |
| 口座振替手数料 | 800 円<br>（税込 880 円） | 口座振替払いの支払い 1 回ごとに適用する。 |

※クレジットカード支払いは手数料無料です。

契約譲渡手数料

| | 料　金 | 適　用 |
|---|---|---|
| 契約譲渡手数料 | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 契約者 ID の譲渡申込 1 回ごとに適用する。 |

※本利用規約には、本体価格と消費税等の合計額を税込額として表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。

# 名づけてねっと
# [ドメイン名提供サービス]

# 利 用 規 約

2025 年 9 月 10 日改定

NTTPC コミュニケーションズ株式会社

**ドメイン名提供サービス利用規約**

2025 年 9 月 10 日改定
NTTPCコミュニケーションズ株式会社


**第 1 章　総則** ..... 3
第 1 条（利用規約の適用） ..... 3
第 2 条（サービスの種別） ..... 3
第 3 条（サービスの内容及び提供方法) ..... 3
第 4 条（ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務） ..... 3
第 5 条（ドメイン名の登録の停止・取消等） ..... 3
第 6 条（書類等の提出） ..... 4
第 7 条（登録情報の開示） ..... 4
第 8 条（サービスの終了) ..... 4
**第 2 章 契約** ..... 4
第 9 条（契約の単位） ..... 4
第 10 条（契約期間） ..... 4
第 11 条（契約申込） ..... 4
第 12 条（契約の譲渡) ..... 5
第 13 条（レジストラの変更） ..... 5
第 14 条（ドメイン名の変更） ..... 5
第 15 条（当社による利用契約の解除） ..... 5
**第 3 章　契約者の義務** ..... 6
第 16 条（契約者による表明・保証） ..... 6
第 17 条（免責の承認） ..... 6
第 18 条（必要情報の提供） ..... 6
第 19 条（電子メールによる応答義務） ..... 6
第 20 条（Whois 情報の管理義務） ..... 6
第 21 条（禁止行為) ..... 7
**第 4 章 提供中止及び利用停止** ..... 7
第 22 条（利用停止） ..... 7
**第 5 章　料金等** ..... 7
第 23 条（料金等） ..... 7
**第 6 章 損害賠償** ..... 7
第 24 条（責任の制限） ..... 7
**ドメイン名提供サービス　別紙** ..... 9
**別記 1　オプションサービス** ..... 9
**別記 2　レジストラの変更** ..... 9
**表 1　ドメイン名の種類** ..... 11
**表 2　上位組織** ..... 11
**表 3　料金表** ..... 13

## 第1章　総則

第1条（利用規約の適用）
NTTPCコミュニケーションズ株式会社（以下、「当社」といいます。）は、名づけてねっと利用規約（以下、「名づけてねっと利用規約」といいます。）を定め、WebARENA共通利用規約および名づけてねっと利用規約（以下併せて「利用規約」といいます。）を遵守することを条件として、利用契約の申込をしていただいたお客様（以下、「申込者」といいます。）に対し、利用規約を適用します。
2　当社は、利用規約に基づき、当社が利用契約の申込を承諾したお客様（以下「契約者」といいます。）に対し名づけてねっと（以下、「本サービス」といいます。）を提供し、契約者は利用規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。

第2条（サービスの種別）
当社は、本サービスにおいて提供するサービスは次のとおりとします。
(1) ドメイン名提供サービス
2　当社は前項のサービスに付随して、別紙表3料金表に定めるオプションサービスを提供します。

第3条（サービスの内容及び提供方法)
　本サービスの内容は、契約者がインターネットにおける別紙表1（ドメイン名の種類）に定めるドメイン名の登録を行うとともに、そのドメイン名の維持管理機能の提供とします。
2　当社は、別紙表2（上位組織）に記載された組織（以下「上位組織」といいます。）へ申込者のドメイン名登録を行うサービスを提供します。
3　当社は、契約者からの申込により、そのドメイン名について、別紙別記1（オプションサービス）に定めるところのオプションサービスを提供します。

第4条（ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務）
　当社は、この利用規約の一部を構成するInternet Corporation for Assigned Names and Numbers（以下、「ICANN」といいます。）及び株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）（以下ICANNとJPRSをあわせて「ドメイン資源管理団体」といいます。）の定めるガイドラインおよび、紛争処理方針その他これに付随する規則を遵守する個人および法人に対してのみ本サービスを提供します。
2　契約者は、ドメイン資源管理団体が必要に応じていつでも紛争処理方針および付随する規則を変更できる権限を持つことを承諾するものとします。紛争処理方針および付随する規則の変更後に契約者が契約者のドメイン名を継続して使用することは、その変更を承諾したものとします。
3　契約者は、第三者が契約者のドメイン名に対し異議を申し立てたときにはその時点において効力のある紛争処理方針の規定に従うものとします。
4　ドメイン資源管理団体及び上位組織が採用するポリシー、ガイドライン、規約、規則、指針、その他の取り決め（以下、「上位規約」といいます）は、利用規約に優先する効力を持つものとし、契約者は上位規約を遵守するものとします。

第5条（ドメイン名の登録の停止・取消等）
　契約者は、上位組織、レジストリ（ドメイン名の登録・管理業務を行う組織）又は当社が下記の場合において契約者のドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する権利を保持することを承諾します。
(1) 契約者が紛争処理方針をはじめとする上位規約に違反し上位組織、レジストリ又は当社による注意にても違反を是正しないとき
(2) ドメイン資源管理団体の定めたポリシーに基づく手続きによる場合
(3) ドメイン名登録を停止、抹消、取消、移転、修正する、各国（日本又は米国に限らない）の法律的な根拠がある場合
(4) 上位組織及びその他レジストラ（ドメイン名の登録申請を受け付ける組織）、レジストリの管理者により、あらゆる種類のエラーを修正する場合

(5) ドメイン名に関する紛争を解決する場合

第6条（書類等の提出）
当社は、本サービスの提供に必要と判断する場合は、契約者に書類その他の資料等の提出を求めることができるものとします。

第7条（登録情報の開示）
契約者は、ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリ、もしくは、ドメイン資源管理団体あるいは各国の法律等が要求または許可した第三者が、契約者の提供したドメイン名登録に関する情報を開示すること又は利用することを承諾するものとします。
2 契約者は、上位組織が第三者に対して開示することが許される、もしくは開示しなければならない情報についての条件をドメイン資源管理団体が定めること及びドメイン資源管理団体がそれらを変更することができることを承諾します。

第8条（サービスの終了）
上位組織の解散、消滅、上位組織のドメイン名登録サービスの終了、あるいは、上位組織と当社との契約の終了等本サービスの提供が困難となった場合、その他当社の経営上の判断により当社は本サービスを終了することがあります。本サービスを終了するときは、その旨を電子メール等当社所定の方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、本サービスの終了の効果に影響を与えないものとします。

## 第2章 契約

第9条（契約の単位）
本サービスにおいては、特に指定がない限り、1ドメインにつき 1 契約となります。

第10条（契約期間）
本サービスの契約期間は、当社を通じてレジストラによりドメイン名が登録され、当社にその事実が登録された日、もしくは当社所定のレジストラ変更および譲渡の申込みを通じて、他レジストラもしくは第三者から当社へ管理移管が行われ、当社にその事実が登録された日（以下「契約起算日」とします。）から、契約者が選択したプランごとに別紙表3料金表に定められた契約期間とします。オプションサービスの契約期間は、別紙表3料金表に定められた契約期間とします。
2 契約者は、当社の所定の手続きにより更新期間を指定しておくものとします。その申請期限は、別紙表3料金表記載の期限とし、申請期限までに契約者による更新期間の指定がない場合は、契約期間の変更はないものと見なして契約を更新します。
3 契約の更新を希望しない場合は、契約者は別紙表3料金表記載の申請期限までに当社の所定の手続きによりその旨を申請するものとします。その申請期限は、別紙表3料金表記載の期限とし、期限までに申請がない場合には、契約を更新します。オプションサービスは契約の更新の申込みをしていても、基本サービスであるドメインが契約終了となった場合、同時にそのオプションサービスの契約も終了となります。
4 契約者が選択した契約期間の変更はできないものとします。
5 契約者が、第18条（必要情報の提供）又は第19条（電子メールによる応答義務）その他利用規約に定める契約者の義務に違反している場合には、契約の更新を拒否することができるものとします。
6 契約期間満了に伴い、ドメイン名登録が抹消された場合には、一定期間内に、当社所定の方法により申請することにより、廃止ドメイン名を復活することができます。この場合の手数料は、別紙表3料金表に定めるものとします。

第11条（契約申込）
申込者は、利用規約を承諾のうえ、本サービス及びオプションサービスの利用を当社所定の方法にて申し込むものとします。なお、本サービスの申込に際し、申請料金が必要となる場合があります。なお、本サービスの申込

に際し、申請料金が必要となる場合があります。
2　申込者は、契約申込その他事後において当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込、利用の継続及び提供契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。
3　ドメイン名の選定は、申込者の責任において行うものとします。申込者が一度選択し申込を行ったドメイン名についてはいかなる理由にても変更できないこととします。ドメイン名に関わる紛争については、当社は第 17 条（免責の承認）に従って免責されるものとします。
4　当社は、次の場合には本サービスの利用申込を承諾しないことがあります。申込の承諾後においても、次の場合が判明した場合は、当社は、契約の承諾を取り消すことができるものとします。
(1) ドメイン資源管理団体、上位組織又はレジストリのいずれかによりドメイン名の登録が拒絶された場合
(2) 別紙表 1（ドメイン名の種類）に記載された取得条件に違反した場合
5　当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、その場合にも、別紙表 3 料金表記載の申請料金についてはその費用を返還しません。

第12条（契約の譲渡)
契約者が、ドメイン名を第三者に譲渡する場合は、契約者が当社所定の手続によりドメイン名の譲渡を申し込むことができます。その場合、ドメイン名の譲受者がこの利用規約および上位規約に同意するものとします。
2 前項によりドメイン名の譲渡をした場合は、譲受人は、別紙表3料金表記載のドメイン名譲渡料金を支払うものとします。ただし、別紙表3料金表に記載がない場合には、支払を要しないものとします。
3 当社は、契約者によるドメイン名の譲渡の申込に対して、契約者が支払いを行っていない場合、もしくは契約者が所有しているドメイン名が紛争中の場合にはドメイン名の譲渡移転を承諾しません。

第13条（レジストラの変更）
契約者は、上位組織の定める手続に従い、かつ、当社がレジストラの変更申込を承諾した場合、ドメイン名を他のレジストラの管理に移すことができます。この場合、当社へレジストラ変更の連絡を行い、当社所定の手続きを行うことにより契約を終了するものとします。ドメインの種類により、別紙別記2（レジストラの変更）に従って手続きを行うものとします。
2　申込者は、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法でレジストラ変更の申し込みを行うことができます。ドメイン名が当社管理に移管された場合、契約者は、別紙表3料金表記載のレジストラ変更料金を支払うものとします。 ドメイン名の種類により、レジストラ変更時の条件は別紙別記2（レジストラの変更）によります。
3 当社は、契約者のレジストラ変更の要求に対しては、契約者が支払いを行っていない場合、もしくは契約者が所有しているドメイン名が紛争中の場合にはレジストラの変更を承諾しません。
（注） 本利用規約でいうレジストラの変更には、リセラーの変更も含まれます。
（注） 本利用規約でいうレジストラとは、汎用JPドメイン名および地域型属性型JPドメイン名では、指定事業者を指します。

第14条（ドメイン名の変更）
属性型地域型 JP ドメイン名については、上位組織の定める手続きに従い、当社所定の方法で、登録したドメイン名の変更申込みを行うことができます。ドメイン名の変更が承認された場合、契約者は、別紙表3料金表記載の新規登録料金を支払うものとします。なお、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名については、上位組織の定める上位規約に従い、抹消されます。

第15条（当社による利用契約の解除）
当社は、WebARENA共通利用規約第20条（当社が行う利用契約の解除）第1項各号のいずれかに該当するときに加えて、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。
(1) 第19条（電子メールによる応答義務）に定める当社、上位組織又はレジストリからの電子メールによる問い

合わせに対し、契約者が発信者あるいは当社に対して当該電子メールの発送後15日間以内になんらの応答を行わない場合又は登録された電子メールアドレスが有効でないとき

## 第3章　契約者の義務

第 16 条（契約者による表明・保証）

契約者は、本サービスの利用に関して、次の各号の事項に関して表明しこれを保証するものとします。

(1) 登録情報がすべて正確であること

(2) ドメイン名あるいはその使用態様が、直接的間接的を問わず、第三者の法的権利を侵害するものでないこと

(3) 契約者によるドメイン名の登録および契約者によるドメイン名の使用が、適用されるすべての法に対して常に適法であること

2　契約者は、ドメイン名の登録、使用に関し、第三者との間で紛争（請求、訴訟等を含む）が発生した場合、当該紛争に関し、当社、上位組織及びレジストリを免責し、当該紛争に当社、上位組織及びレジストリを巻き込んではならないものとします。

3 契約者は、契約者の登録したドメイン名に関して、第三者と当社、上位組織又はレジストリとの間に紛争が発生した場合には、当社、上位組織又はレジストリを擁護し、免責しなければならないものとします。

第17条（免責の承認）

契約者は、本サービスが「現状のまま」（"as is" basis）、あるいは、「できればそのように改善する」（"as available" basis）という基準のもと提供されるものであることに同意します。本規約において当社が認める責任の範囲以外は、本サービスを提供する上位組織あるいは関連するそれ以外のいかなるサービス提供事業者も、明示あるいは黙示を問わず、本サービスの商業的な利用可能性、特定の目的への適合性、第三者の権利の非侵害を保証するものではなく、本サービスの利用が妨げられないこと、本サービスが適時に受けられるものであること、安全であること、あるいは、エラーが生じないものであることを保証するものでもありません。本サービスの利用から契約者その他第三者が被るあらゆる契約上あるいは不法行為に基づく損害について、たとえそれが予見された場合事前に告知された場合であっても、直接損害、間接損害を問わずいかなる場合においても、責任を負わないことに同意します。

2　当社は本サービスを前項の免責の同意を前提にして提供するものであり、前項の免責に同意しない契約者に対して、本サービスを提供するものではありません。

第18条（必要情報の提供）

契約更新の時またはそれ以外の時、当社は契約者に対し、利用申込の際に当社に提供した情報以外の情報の提供を求めることができるものとします。契約者が当該情報の提供を拒否した場合には、契約の更新を拒否することができるものとします。

第19条（電子メールによる応答義務）

契約者は、当社、上位組織又はレジストリからの通知、連絡が確実に契約者の下に到着し、それに対する応答が速やかに行える状態にあることが、本サービスの利用の継続及び本サービス提供ための必須の要件であること、これに対する違反は本サービスを継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知します。

2　契約者は、常に当社、上位組織又はレジストリからの電子メールが、契約者の下に確実に到達しうるようにし、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

第20条（Whois情報の管理義務）

契約者は、上位組織の定める上位規約に従い、Whois情報を管理し、正確性を維持する義務を負うものとします。当社は、契約者が登録したWhois情報に起因して生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第21条（禁止行為)
契約者は、本サービス及びオプションサービスの利用にあたり、WebARENA共通利用規約第26条（禁止行為）第1項各号の行為に加えて、次の各号の行為を行わないものとします。
（1） 本人の許可なく、他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
（2）ドメイン名を、本人が使用する意思なく、第三者に転売又は権利譲渡のみを目的として取得する行為
2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
3 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると当社で判断した場合、当社は、第 22 条（利用停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

## 第4章 提供中止及び利用停止

第22条（利用停止）
当社は、WebARENA共通利用規約第30条（利用停止）第1項各号の行為に加えて、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービス及びオプションサービスの利用を停止することができるものとします。
(1) 第4条（ドメイン資源管理団体の規約等の遵守義務）の規定に違反したとき
2 契約者が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、当社は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために必要な措置を取ることができるものとします。

## 第5章 料金等

第23条（料金等）
本サービス及びオプションサービスの料金は、別紙表3料金表のとおりとします。

## 第6章 損害賠償

第24条（責任の制限）
当社は、次の各号の事項に起因して発生する可能性のあるあらゆる損失について、契約者あるいはその他の者に対して、一切の責任を負わないものとします。
(1) 本規約に定めるドメイン名の登録停止、ドメイン名の登録取消
(2) 契約者のドメイン名の使用
(3) ビジネス上の停止、損失
(4) 登録システムへのアクセスの中断あるいはアクセスの遅延
(5) 登録システムおよびユーザ間のデータの配信不能、配信間違い
(6) 本サービスの合理的な制御を超える事由
(7) 申込処理
(8) 契約者のドメイン名に関係する契約者のアカウントの修正処理
(9) 天災、事変その他の非常事態の発生による損失
(10) この規約の基で提供されるすべての情報もしくはサービスの誤り、脱落、記述違いに起因する損失
(11) 紛争処理方針の適用
2 当社は、契約者が本サービスの利用に関して情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。
3 本条の規定は、WebARENA共通利用規約第8章損害賠償の規定に加えて、適用されます。

付則
この利用規約は、2025年9月10日から実施します。

**ドメイン名提供サービス　別紙**

**別記 1　オプションサービス**

1.　ドメイン転送サービス

ドメイン名取得後、契約者は当社のネームサーバを利用する場合において、契約者の登録したドメイン名に対する転送サービスの契約申込を行うことができます。ドメイン転送サービスとは、「ホームページ転送サービス」と「メール転送サービス」とを総称したものをいいます。ドメイン転送サービスの費用および契約期間は、表 3 料金表 3.オプションサービス料金によるものとします。

（1） ホームページ転送サービス

www.＜契約者の取得したドメイン名＞および＜契約者の取得したドメイン名＞に対する http アクセスを契約者の指定するひとつの URL に転送します。

「フレーム転送」はフレーム転送機能を用いて実現しているため、転送先のページが当社のフレーム転送に対応しない仕様になっている場合には、ホームページが正しく表示できない場合があります。

（2） メール転送サービス

- 契約者の登録したドメイン名において、契約者の指定する一つのメールアカウント（転送元アカウント）に届けられたメールを、契約者の指定する、他ドメインの一つのメールアドレス（転送先アドレス）に転送します。
- 転送先アドレスに転送元と同じドメイン名を用いることはできません。
- 転送元アカウントと転送先アドレスの組は 50 個までです。
- 転送先アドレスには、@の入ったメールアドレスを指定する必要があります。
- 転送先アドレスには、2文字以上のアルファベットを使用したドメイン名のメールアドレスを指定するものとします。
- 転送先アドレスとして、IP アドレスを使ったメールアドレスを指定することはできません。
- 転送元アカウントに 2 つ以上の同一の文字列を指定することはできません。

メール転送サービスで直接または間接に当社の通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合または第三者の電子メール通信に著しく支障を生じさせる場合は、当社は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずることができるものとします。

**別記 2　レジストラの変更**

1. gTLD について

契約者はドメイン名の最初の登録または前回のレジストラ変更から 60 日間はレジストラを変更することは出来ません。最初の登録または前回のレジストラ変更から 61 日目以後当初のレジストリの定める手続きに従ってドメイン名を他のレジストラに移すことができます。この場合、当社へレジストラ変更の連絡を行い、当社所定の手続きを行うことにより契約を終了することとします。

他社から当社へのレジストラ変更を行う場合において、本サービスにおける契約期間は、レジストラにおけるドメイン名の期限と関わりなく、契約起算日から契約者が選択したプランの期間とします。

2. 汎用 JP ドメイン名、属性型地域型 JP ドメイン名について

他社から当社へ指定事業者変更を行った場合において、本サービスにおける契約期間は、契約起算日から、JPRS における該当ドメイン名の期限とします。 指定事業者変更を行ったドメイン名は、契約期間満了から、1 年間の更新意思があるものとして取り扱いますが、契約期間満了 31 日前までは、当社所定の方法により更新の意思を変更することができます。ただし、該当ドメインが契約期間満了まで 31 日に満たない場合は、契約を更新します。

3. gTLD の有効期限延長について

契約者が他社で有効期限切れとなったドメインを復活し、その後 45 日以内に当社へのレジストラ変更をした場合、通常レジストラ変更で延長されるはずの有効期限 1 年が延長されません。

また、他社でドメインの更新後 45 日以内に当社へのレジストラ変更をした場合も、通常レジストラ変更で延長されるはずの有効期限 1 年が延長されない場合があります。

**表1 ドメイン名の種類**

| ドメイン種類 | ドメイン名 | 取得条件 |
|---|---|---|
| gTLD（ジェネリック・トップレベル・ドメイン） | .com, .net, .org<br>.biz, .info | ・商用利用目的であり、売買、賃貸目的でないこと（.biz） |
| 汎用JPドメイン名 | .jp<br>都道府県JPドメイン名 | |
| 新gTLD | .tokyo, .yokohama, .nagoya | |
| ccTLD（国別トップレベルドメイン） | .bz, .cc, .cn, .cx, .in, .la, .me, .sc, .tv, .tw, .vc, .ws | |
| sTLD（スポンサー付きトップレベルドメイン） | .asia<br>.mobi | ・Whois担当者のいずれかがアジア圏内に属すること（.asia）<br>・携帯端末向けサイトであること（.mobi） |
| 属性型地域型JPドメイン名 | ・ACドメイン名<br>・COドメイン名<br>・GOドメイン名<br>・ORドメイン名<br>・NEドメイン名<br>・GRドメイン名<br>・EDドメイン名<br>・一般地域型ドメイン名<br>・地方公共団体ドメイン名 | JPRS定める規則による |

**表2 上位組織**

上位組織とは、以下の組織を指します。

- Tucows Domains Inc.（Tucows）
  ICANN より認定を受けた.com .net .org .biz .info を取り扱うレジストラ、カナダ法人
- GMO インターネット株式会社
  ICANN より認定を受けた.bz .cc .cn .me .sc .tv .tw .vc .asia .mobi .tokyo .yokohama .nagoya を取り扱うレジストラ、日本法人
- Verisign
  ICANN より認定を受けた .com .net .bz .cc .tv を管理するレジストリ
- 株式会社日本レジストリサービス（JPRS）
  JP ドメイン名の登録管理業務などの関連する業務を行う会社、ICANN より認定を受けた.com .net .org .biz .info を取り扱うレジストラ
- PIR
  ICANN より認定を受けた .org を管理するレジストリ
- NeuLevel, Inc.
  ICANN より認定を受けた.biz を管理するレジストリ
- Afilias Ltd.

ICANN より認定を受けた.info .sc .vc を管理するレジストリ
- China Internet Network Information Center (CNNIC)
  ICANN より認定を受けた.cn を管理するレジストリ
- Council of Country Code Administrators Ltd.（CoCCA）
  ICANN より認定を受けた.cx を管理するレジストリ
- LA Names Corporation
  ICANN より認定を受けた.la を管理するレジストリ
- Taiwan Network Information Center (TWNIC)
  ICANN より認定を受けた.tw を管理するレジストリ
- mobile Top Level Domain Ltd.(mTLD)
  ICANN より認定を受けた.mobi を管理するレジストリ
- DotAsia Organisation Limited
  ICANN より認定を受けた.asia を管理するレジストリ
- .IN Registry
  ICANN より認定を受けた.in を管理するレジストリ
- doMEn, d.o.o.
  ICANN より認定を受けた.me を管理するレジストリ
- Global Domains International, Inc.
  ICANN より認定を受けた.ws を管理するレジストリ
- Key-Systems GmbH
  ICANN より認定を受けた.cx .in .la .ws を管理するレジストラ

**表 3 料金表**

**利用料金**

初期費用

| | 料 金 | 適 用 |
|---|---|---|
| 初期費用 | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 名づけてねっとの請求書払い/口座振替払いの申込 1 回ごとに適用する。 |

※クレジットカード支払いは初期費用無料です。

新規登録

サービス契約申し込み時に表示された金額を適用します。

更新

gTLD プラン

| プラン | 契約期間 | 申請期限 | 契約期間料金 |
|---|---|---|---|
| .com1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 3,600 円<br>（税込 3,960 円） |
| .com2 年プラン | 2 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,000 円<br>（税込 7,700 円） |
| .com3 年プラン | 3 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 9,800 円<br>（税込 10,780 円） |
| .com5 年プラン | 5 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 15,000 円<br>（税込 16,500 円） |
| .net1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 3,600 円<br>（税込 3,960 円） |
| .net2 年プラン | 2 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,000 円<br>（税込 7,700 円） |
| .net3 年プラン | 3 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 9,800 円<br>（税込 10,780 円） |
| .net5 年プラン | 5 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 15,000 円<br>（税込 16,500 円） |
| .org1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 3,600 円<br>（税込 3,960 円） |
| .org2 年プラン | 2 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,000 円<br>（税込 7,700 円） |
| .org3 年プラン | 3 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 9,800 円<br>（税込 10,780 円） |
| .org5 年プラン | 5 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 15,000 円<br>（税込 16,500 円） |
| .biz1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日 | 3,600 円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 前 | （税込 3,960 円） |
| .biz2 年プラン | 2 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,000 円<br>（税込 7,700 円） |
| .biz3 年プラン | 3 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 9,800 円<br>（税込 10,780 円） |
| .biz5 年プラン | 5 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 15,000 円<br>（税込 16,500 円） |
| .info1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 3,600 円<br>（税込 3,960 円） |
| .info2 年プラン | 2 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,000 円<br>（税込 7,700 円） |
| .info3 年プラン | 3 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 9,800 円<br>（税込 10,780 円） |
| .info5 年プラン | 5 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 15,000 円<br>（税込 16,500 円） |

汎用 JP プラン

| プラン | 契約期間 | 申請期限 | 契約期間料金 |
|---|---|---|---|
| 汎用 JP1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,200 円<br>（税込 7,920 円） |

新 gTLD プラン

| プラン | 契約期間 | 申請期限 | 契約期間料金 |
|---|---|---|---|
| .tokyo1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） |
| .yokohama1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） |
| .nagoya1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） |

ccTLD プラン

| プラン | 契約期間 | 申請期限 | 契約期間料金 |
|---|---|---|---|
| .bz 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 5,200 円<br>（税込 5,720 円） |
| .cc 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 5,200 円<br>（税込 5,720 円） |
| .cn 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 6,600 円<br>（税込 7,260 円） |
| .cx 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 8,200 円<br>（税込 9,020 円） |
| .in 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日 | 5,200 円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 前 | （税込 5,720 円） |
| .la 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,600 円<br>（税込 8,360 円） |
| .me 2 年プラン | 2 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 8,600 円<br>（税込 9,460 円） |
| .sc 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 17,800 円<br>（税込 19,580 円） |
| .tv 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 6,200 円<br>（税込 6,820 円） |
| .tw 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,400 円<br>（税込 8,140 円） |
| .vc 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 6,200 円<br>（税込 6,820 円） |
| .ws 1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 3,600 円<br>（税込 3,960 円） |

sTLD プラン

| プラン | 契約期間 | 申請期限 | 契約期間料金 |
|---|---|---|---|
| .asia2 年プラン | 2 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 4,400 円<br>（税込 4,840 円） |
| .mobi1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 2,200 円<br>（税込 2,420 円） |

属性型地域型 JP プラン

| プラン | 契約期間 | 申請期限 | 契約期間料金 |
|---|---|---|---|
| 属性型地域型 JP1 年プラン | 1 年 | 契約期間満了日の 31 日前 | 7,200 円<br>（税込 7,920 円） |

レジストラ変更

変更先レジストラが当社でない場合には変更料金はかからないものとします。
なお、変更元レジストラでの有効期限が 31 日未満の場合、申込みを受理しないことがあります。
更新等の手続きについては、該当プランの料金表記載の期限と同じものとします。

| 種 別 | 契約期間 | 適 用 | 事務手数料 | 条 件 |
|---|---|---|---|---|
| gTLD<br>レジストラ変更 | 契約起算日より選択した gTLD プランの契約期間 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 別途、gTLD プランの初期費用および更新の契約期間料金が必要となります。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 新 gTLD<br>レジストラ変更 | 契約起算日より選択した新 gTLD プランの契約期間 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 別途、新 gTLD プランの初期費用および更新の契約期間料金が必要となります。 |
| ccTLD<br>レジストラ変更 | 契約起算日より選択した ccTLD プランの契約期間 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 別途、ccTLD プランの初期費用および更新の契約期間料金が必要となります。 |
| sTLD<br>レジストラ変更 | 契約起算日より選択した sTLD プランの契約期間 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 別途、sTLD プランの初期費用および更新の契約期間料金が必要となります。 |
| 汎用 JP ドメイン名<br>指定事業者変更 | JPRS における<br>ドメイン名期限 | 1 指定事業者変更ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | |
| 汎用 JP ドメイン名<br>移転 | 契約起算日より翌年対応月の月末日までとする | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 別途、汎用 JP プランの更新の契約期間料金が必要となります。 |
| 属性型地域型 JP<br>ドメイン名指定事業者変更 | JPRS におけるドメイン名期限 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | |

ドメイン名譲渡

契約者の契約期間が 31 日未満の場合、申込みを受理しないことがあります。
更新等の手続きについては、該当プランの料金表記載の期限と同じものとします。

| 種　別 | 契約期間 | 適　用 | 事務手数料 | 条　件 |
|---|---|---|---|---|
| gTLD ドメイン名譲渡 | 上位組織におけるドメイン名期限 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | |
| 新 gTLD ドメイン名譲渡 | 上位組織におけるドメイン名期限 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | |
| ccTLD ドメイン名譲渡 | 上位組織におけるドメイン名期限 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | |
| sTLD ドメイン名譲渡 | 上位組織におけるドメイン名期限 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | |
| 汎用 JP ドメイン名<br>移転 | 契約起算日より翌年対応月の月末日までとする | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 別途、汎用 JP プランの更新の契約期間料金が必要となります。 |
| 属性型地域型 JP | 契約起算日より | 1 ドメイン名 | 2,000 円 | 別途、属性型地域 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ドメイン名移転 | 翌年対応月の月末日までとする | ごと | （税込 2,200 円） | 型 JP プランの更新の契約期間料金が必要となります。 |

廃止ドメイン名の復活

廃止後、一定の期間を経過しているドメイン名につきましては、上位組織の規則により復活できない場合があります。
復活時に更新の料金（契約期間料金）が同時に発生します。

| 種 別 | 契約期間 | 適 用 | 事務手数料 | 条 件 |
|---|---|---|---|---|
| ドメイン名復活事務手数料 | 作業発生時 | 1 ドメイン名ごと | 2,000 円<br>（税込 2,200 円） | 別途、更新の契約期間料金が必要となります。 |
| ドメイン名復活事務手数料（RedemptionPeriod/ccTLD | 作業発生時 | 1 ドメイン名ごと | 20,000 円<br>（税込 22,000 円） | 別途、更新の契約期間料金が必要となります。 |
| ドメイン名復活事務手数料（汎用 JP） | 作業発生時 | 1 ドメイン名ごと | 5,000 円<br>（税込 5,500 円） | 別途、更新の契約期間料金が必要となります。 |
| ドメイン名復活事務手数料（属性 JP） | 作業発生時 | 1 ドメイン名ごと | 8,000 円<br>（税込 8,800 円） | 別途、更新の契約期間料金が必要となります。 |

※本利用規約には、本体価格と消費税等の合計額を税込額として表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。

**2. オプションサービス**

ドメイン転送サービス

登録した 1 つのドメイン名に対し、1 つのドメイン転送サービスの申込みとなります。
ドメイン転送サービスにおいて、各年における、ドメイン名の契約起算日と同じ月日を「年度開始日」とし、同日から一年間を「契約年度」とします。ただし、汎用 JP プランおよび属性型地域型 JP プランにおいての契約年度は、初年度は申込日の月から翌年対応月末日までとします。また、汎用 JP プランおよび属性型地域型 JP プランにおいて指定事業者変更にて契約したドメイン名については、初年度の末日は JPRS におけるドメイン名有効期限日とします。

設定料

| | 料 金 | 適 用 |
|---|---|---|
| 設定料 | 2,400 円<br>（税込 2,640 円） | ドメイン転送サービスの申込 1 回ごとに適用する。 |

利用料

| | 契約期間 | 申請期限 | 契約期間料金 |
|---|---|---|---|
| 利用料金 | 1 契約年度（翌年度開始日前日まで） | 年度開始日の 31 日前 | 2,400 円<br>（税込 2,640 円） |

※ドメイン転送サービスの申込日と同契約年度の利用料金および申込日における契約期間の残日数が 31 日に満たない場合についての翌契約年度の利用料金は、無料とします。
ドメイン名の契約期間の残日数が 31 日に満たない場合は、ドメイン転送サービスの申込みおよび更新申請はできないものとします
※本利用規約には、本体価格と消費税等の合計額を税込額として表示しておりますが、消費税等の計算の都合上、契約者が計算された金額と実際の請求額が異なる場合があります。